保存版（１年間保存しておいて下さい）

令和８年６月２日

１～５年生保護者様

京都市立御所南小学校
校　長　　川戸　郁美

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市に（※テレビやラジオにおいては「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に**「特別警報」**（※大雨、暴風など６種類）又は「**暴風警報**」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

１.「特別警報」について

１　登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

２「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前0時までに解除になった場合　　１３時から始業（給食は中止）

・午前0時現在、特別警報発令中の場合　臨時休業

２.「暴風警報」について

１　登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

２「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

・午前７時までに解除になった場合　　平常授業

・午前９時までに解除になった場合　　３校時から始業（全校１０時１０分～２０分に登校）

・午前９時以降、解除になった場合　　臨時休業

３.「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により、臨時休業となる場合があります。その場合には、「学校ホームページ」や「すぐーる」で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

※特に全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。

４．避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の校区は「鴨川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。本校の校区である「富有学区」「竹間学区」「梅屋学区」「柳池学区」「初音学区」「龍池学区」「城巽学区」（いずれか１学区でも）に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が出された場合には、暴風警報が出された場合に準じた措置をとります。

５．在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時帰宅方法確認カードに記載された帰宅方法により下校します。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置く場合もあります。「学校ホームページ」や「すぐーる」で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。

６．水害による避難指示が京都御池中ブロックの学区内に発令された場合

京都御池中ブロックは、「水害による避難指示等の発令対象学区」を含んでおります。中学校ブロックの内（１４学区）のいずれかの学区に水害の避難指示が発令された場合は、京都御池中学校ブロック内の全校が臨時休校等の措置（休校・授業カット・登校見合せなど）をとることになります。

※上記２の暴風警報と発令時と同様の措置をとることになります。